

学校法人松山東雲学園 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学と
松山市との連携に関する協定書

学校法人松山東雲学園 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、より一層、地域の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密に連携協力し、多様化・高度化する地域の課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域の活性化と人材の育成に関すること
- (2) 子育て支援に関すること
- (3) 女性の活躍支援に関すること
- (4) 生涯学習の推進に関すること
- (5) 女性の教育の振興に関すること
- (6) その他連携・協力が必要な事項に関すること

（連携の推進）

第3条 甲と乙の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じ連絡調整を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

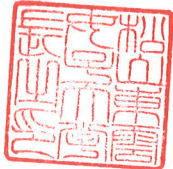
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成28年 2月16日

愛媛県松山市桑原三丁目2番1号

甲 学校法人松山東雲学園

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学

学 長 棟 方 信 彦 

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

乙 松 山 市

市 長 野 志 克 仁 